

家原遺跡公園駐車場トイレ改築工事事業者選定公募型プロポーザル
審査結果報告

家原遺跡公園駐車場トイレ改築工事を委託するに当たって、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行いましたので、次のとおり審査結果を報告します。

令和 8 年 10 月 13 日

家原遺跡公園駐車場トイレ改築工事
事業者選定に係る宍粟市プロポーザル選定委員会
委員長 西 林 文 隆

1 審査結果

家原遺跡公園駐車場トイレ改築工事事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、参加資格審査及び技術等審査を厳正かつ公正に行った結果、次の者を最優秀提案事業者（以下「最優秀者」という。）に特定しました。

最優秀者 前川・中道特定建設工事共同企業体
（概算工事費兼設計費：31,900,000 円【消費税及び地方消費税を含む】）

2 参加資格審査及び技術等審査までの経過

(1) プロポーザル実施方法の決定

令和 8 年 8 月 26 日（水）に第 1 回選定委員会を開催（書面開催）し、選定委員会設置要綱、市ガイドライン、実施要領を確認し、参加資格要件及び評価基準など実施要領に関するについて決定しました。

また、技術提案等に関する審査及び評価に関する、並びに候補者選定に関するなどについて決定しました。

(2) 公示

令和 8 年 9 月 15 日（火）に、事業者選定についての公募型プロポーザルを実施することを宍粟市ホームページに掲載し、公示しました。

(3) 参加申込書等の提出

令和 8 年 9 月 16 日（水）から令和 8 年 9 月 28 日（月）までの間、プロポーザルへの参加希望者を募集した結果、1 者から参加申込書の提出がありました。

(4) 参加申込に関する質問書の提出

提出期限の令和 8 年 9 月 24 日（木）までに、質問書の提出はありませんでした。

(5) 参加申込に関する質問書への回答

令和 8 年 9 月 25 日（金）に、宍粟市ホームページに質問が無かった旨を掲載しました。

(6) 参加資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類提出の要請

参加申込書の提出のあった 1 者について、参加資格を有することを確認し、令和 8 年 9 月 24 日（木）に参加資格確認結果の通知と共に技術提案書等の提出要請を行いました。

(7) 技術提案書等に関する質問書の提出

提出期限の令和 8 年 10 月 1 日（木）までに、1 者から質問書の提出がありました。

(8) 技術提案書等に関する質問書への回答

令和 8 年 10 月 2 日（金）までに、宍粟市ホームページにおいて、質問に対する回答を掲載しました。

(9) 技術提案書等の提出

提出期限の令和 8 年 10 月 8 日（木）までに、1 者から技術提案書等の提出がありました。

3 技術等審査の経過

技術等審査は、令和 8 年 10 月 13 日（火）に開催した第 2 回選定委員会において、次の手順で実施しました。

(1) はじめに、参加資格審査を通過した B 者に対し、個別にプレゼンテーション及びヒアリングを実施しました。プレゼンテーションは、技術提案書について 15 分以内で説明を求めた後、選定委員との間で 15 分程度のヒアリング（質疑応答の形式）を実施しました。なお、プレゼンテーション及びヒアリングについては、非公開で行うこととしておりました。

(2) B 者のプレゼンテーション及びヒアリングが終了した後、それぞれの提案について、各委員により採点を行い、技術提案書に関する評価点を算出しました。

(3) 実施要領に定めのある技術者等の実績と保有資格、技術提案、価格の評価点を合計したものを確認し、選定委員会の総意として、B 社（前川・中道特定建設工事共同企業体）を最優秀者として選定しました。

4 評価事項及び評価結果

(1) 評価事項

今回のプロポーザルの評価を行うに当たっては、下記の評価項目・配点で評価することとしました。なお、技術提案の評価については、提出された技術提案書等及びプレゼンテーション及びヒアリングにより、実施、実現できる効果的かつ具体的な取り組みの観点より総合的に各評価委員が項目ごとに評価を行いました。評価点の算出については、項目ごとに平均点を算出し評価点としました。

なお、評価項目に対する配点は次のとおりです。（実施要領より抜粋）

（別表1）技術提案等評価項目及び配点表

評価項目				提案に求める内容	配点	最大 得点
総合評価で求める項目	配置 予定 技術者の能力	主任技術者	施工実績 (平成 28 年 4 月以降に監理技術者又は主任技術者として従事した実績)	県又は市町村発注の建築工事の実績あり	8	8
			その他の建築工事の実績あり	4		
			施工実績なし	0		
		保有資格	一級建築施工管理技士又は一級建築士	8	8	
			二級建築施工管理技士（種別は建築に限る）、二級建築士又は木造建築士	4		
		現場代理人	施工実績 (平成 28 年 4 月以降に現場代理人として従事した実績) ※主任技術者と兼務の場合は 0 点	県又は市町村発注の建築工事の実績あり	2	2
				その他の建築工事の実績あり	1	
				工事实績なし 又は主任技術者と兼務	0	
			保有資格 ※主任技術者と兼務の場合は 0 点	一級建築施工管理技士又は一級建築士	2	2
				二級建築施工管理技士（種別は建築に限る）、二級建築士又は木造建築士	1	
				資格なし 又は主任技術者と兼務	0	
		(1)設計段階の実施方針に関する提案			①DB 発注方式のメリットを活かせる手法について	優 10 良 8 可 6 不可 0
	※計画概要図を「要求水準書に示す参考図のとおり」とした場合は、右記③を 6 点とする			②施工者としての設計品質を確保及び品質向上を実現するための取組について	優 10 良 8 可 6 不可 0	
				③建物の長寿命化及びライフサイクルコスト低減に配慮した施設計画について	優 10 良 8 可 6 不可 0	
	(2)施工段階の実施方針に関する提案			①施工中における第三者への危害等を防止するための仮設計画について	優 5 良 4 可 3 不可 0	20
				②施工を円滑に進めるために行う発注者をはじめ関係者とのコミュニケーション手法について	優 5 良 4 可 3 不可 0	
				③竣工後の建物品質を維持	優 5 良 4	

		するための提案について	可 3 不可 0	
		④業務の効率化や工程管理の工夫による経済的な実施体制（工期短縮等）	優 5 良 4 可 3 不可 0	
	(3) 価格	評価は、概算工事費（設計監理費含む）で行う（最低見積価格/提案見積価格）×30	0～30	30
総合評価点合計				100

(注1) 共同企業体による参加の場合の配置予定技術者の能力に関する評価は、代表構成員の技術者の実績に限るものとする。

(注2) 提案見積価格が契約上限額を上回る提案とした場合は当該提案者を失格とする。

(注3) 提案者の価格点を除く項目ごとの評価点の合計が、価格点を除く最大配点の 60% (70 点×60%=42 点) に満たない場合は、当該提案者を失格とする。

(2) 各評価事項の評価

ア 配置予定技術者の能力

配置予定技術者の能力に関する評価については、実施要領の「(別表 1) 技術提案等評価項目及び配点表」に基づいて評価を行いました。評価項目としては、主任技術者の施工実績と保有資格、現場代理人の施工実績と保有資格についてです。

評価の結果は次のとおりです。

評価項目		B 社
配置予定技術者の能力		16.00
主任技術者	主任技術者	16.00
	施工実績	8.00
	保有資格	8.00
現場代理人	現場代理人	0.00
	施工実績	0.00
	保有資格	0.00

イ 技術提案評価

技術提案については、「(1)設計段階の実施方針に関する提案」と「(2)施工段階の実施方針に関する提案」の 2 つの項目により評価を行いました。

なお、技術提案の評価については、提出された技術提案書等及びプレゼンテーション及びヒアリングにより、実施、実現できる効果的かつ具体的な取り組みの観点より総合的に各評価委員が項目ごとに評価を行いました。

評価の結果は次のとおりです。

評価項目	B 社
技術提案	32.40

(1)設計段階の実施方針に関する提案		18.80
①DB発注方式のメリットを活かせる手法について		6.40
②施工者としての設計品質を確保及び品質向上を実現するための取組について		6.40
③建物の長寿命化及びライフサイクルコスト低減に配慮した施設計画について		6.00
(2)施工段階の実施方針に関する提案		13.60
①施工中における第三者への危害等を防止するための仮設計画について		3.40
②施工を円滑に進めるために行う発注者をはじめ関係者とのコミュニケーション手法について		3.20
③竣工後の建物品質を維持するための提案について		3.60
④業務の効率化や工程管理の工夫による経済的な実施体制(工期短縮等)		3.40

ウ 価格評価

価格評価については、提出された概算工事費兼設計費見積書の金額から、実施要項に基づいて価格点を算出しました。

なお、実施要領で示した価格の評価（算出）方法は次のとおりです。

価格の評価（算出）方法

価格の評価は、提案者より提出された技術提案書等のうち概算工事費兼設計費見積書に記載された金額（提案見積価格）を用い、下記算式により評価点を計算する。（小数点第3位を切り捨て、小数点第2位まで）ただし、契約上限額を超えた価格を提案した場合は、当該提案者を失格とする。

$$\text{価格点} = (\text{最低見積価格} / \text{提案見積価格}) \times 30 \text{ 点}$$

今回は参加者が1者のみであり、同者からの提案見積価格が契約上限額を超えていないことから、失格とはなりません。また、参加者が1者のみであることから「提案見積価格＝最低見積価格」となり、上記計算式に基づいて算出した評価は次のとおりです。

評価項目	B社
(3)価格	30.00

エ 評価結果の合計（最終結果）

各評価項目の合計は下記のとおりとなり、B社を最優秀者として特定しました。

評価項目	B社
配置予定技術者の能力	16.00
技術提案	32.40
(1)設計段階の実施方針に関する提案	18.80
(2)施工段階の実施方針に関する提案	13.60
(3)価格	30.00
合計	78.40

5 総評

本件プロポーザルには1者から参加申込があり、DB方式のメリットを最大限に活かした、実績と技術力に基づいた具体性のある技術提案であり、提案者の努力に心から感謝いたします。

最優秀者に特定されたB社（前川・中道特定建設工事共同企業体）の技術提案では次の点が評価されました。

＜デザインビルド方式の利点を生かした設計提案＞

実績を積んだ施工業者と綿密な連絡を取ることで、設計段階から品質や工法、実施数量や実施工程を確実に把握することができ、工期の短縮、コストダウンにつなげる提案。

＜安全性に配慮した具体的な仮設計画の提案＞

工事エリアを高さ1.8mの仮囲いで区画して一般車両の動線を確保するなど、安全性に配慮した提案。

＜業務の効率化や工程管理の工夫による経済的な実施体制（工期短縮等）の提案＞

約4カ月余りの予定工期内に完成させるべく、事前にすべての工事工程を細かく設定するとした提案。

以上の技術提案に関する評価に配置予定技術者の能力の評価を加算した評価点の合計が、最大配点の60%以上であったことから、B社を最優秀者として特定しました。

最後に、本事業は令和7年度からの繰越事業であり、工事完成期限（令和9年3月19日）が厳守となるが、可能であることが確認できました。今後とも市・市関係者・市工事の関係者と良好な関係を築き、新たな課題にも柔軟かつ真摯に対応され、ご協力いただくよう切に要望いたします。

6 選定委員会

区分	職	氏名
委員長	宍粟市 一宮市民局 局長	西林 文隆
委員	宍粟市 一宮市民局 副局長兼まちづくり推進課長	大谷 哲也
	宍粟市 建設部 住宅土地政策課 課長	小坂 崇雄
	宍粟市 教育部 施設整備課 施設整備係長	石本 貴昭
	宍粟市 一宮市民局 まちづくり推進課 主事	溝口 ゆか

以上